

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	吹田市子ども・子育て支援システム
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	児童部保育幼稚園室
個人情報ファイルの利用目的	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務のために利用する。
記録項目	1保護者氏名、2保護者生年月日、3保護者職業、4住所、5電話番号、6児童名、7児童性別、8児童生年月日、9世帯員氏名、10世帯員生年月日、11世帯状況確認（ひとり親、障がい者在宅、生活保護受給、単身赴任、妊娠中の母親）、12保育を必要とする事由、13利用希望施設名称、14利用希望児童情報（集団生活の有無、現在の保育状況、健康状況、発育・発達状況）、15保護者の状況（就労、疾病・障がい、介護・看護、求職活動、就学、その他）、16祖父母の状況（市内在住・市外在住、同居・別居）、17利用調整の希望やきょうだい申込方法、利用不可時の保育手段
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の利用に係る教育・保育給付認定申請兼保育の利用申込を提出した者 ・ 幼稚園等の利用に係る教育・保育給付認定申請を提出した者 ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	利用内定または利用中の教育・保育施設
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>請求書提出先</p> <p>（名 称）吹田市市民部市民総務室（情報公開担当）</p> <p>（所在地）〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～17の各記録項目の内容については、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日号外法律第65号）第22条、第30条の7に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（条例での規定なし）	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	